

第11号議案

平成30年度京都府公債費特別会計予算

平成30年度京都府公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ293,194,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成30年2月5日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		160,251,521 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	112,770,626
	2 特 別 会 計 繰 入 金	4,453,795
	3 基 金 繰 入 金	43,027,100

款	項	金額
2 諸 収 入		385,906 ^{千円}
	1 雑 入	385,906
3 府 債		132,557,000
	1 府 債	132,557,000
歳 入 合 計		293,194,427

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		293,194,427 ^{千円}
	1 公 債 費	293,194,427
歳 出 合 計		293,194,427

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	127,340,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	年10.0以内	償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
地域開発事業特別会計借換債	560,000			
公共用地先行取得事業特別会計借換債	3,280,000			
流域下水道事業特別会計借換債	477,000			
港湾事業特別会計借換債	900,000			
計	132,557,000			